

通信販売の新たな課題に関する研究会（第二回会合）
議事概要

日 時：平成16年12月15日（水）13：30～15：30

場 所：経済産業省本館17階 第5共用会議室

出席者：後掲

議題1．迷惑メール対策について

事務局より、迷惑メール対策について資料に沿って説明があり、その後、委員との間で1時間強の質疑応答が行われた。

概要は以下のとおり。（〔 〕は事務局、他の委員の応答等）

【総論】

対策の方向性としては賛成。法律上の細かい点や技術的な点で引き続き検討が必要な部分もあるが、それについては関係省庁や事業者等とうまく調整しながらやっていただきたい。

各省庁にまたがる課題が非常に多いので、省庁間の情報共有・調整を十分行ってほしい。「消費者」という観点を軸に、各省庁が大同団結して対策を行うべきである。各省庁の連携が不十分だとそこからこぼれた部分が抜け道となり、さらにそれを利用する悪徳業者が現れるという状況が生まれかねない。

【インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等との連携について】

迷惑メール送信者対策

短期間に複数のISPを渡り歩く迷惑メール送信事業者に対処するために、迅速に対応することが必要ではないか。

ISPとしては、迷惑メール送信者についての事業者間ブラックリストの共有化を進めていきたいが、電気通信事業法上の通信の秘密等との関係からうまくいっていない。

約款について、モデル約款的な共通の方向性が出てくるとより安定的な運用が可能になるのではないか。また、資料2の5ページの約款の例のにオプトインのような約款があるが、これが一般的なのであれば、これに基づいてISPが利用停止等の措置等を講じることもしることができるのではないか。

[オプトイン的な約款については、具体的な規定をどう扱うかということについて、I S P各社で判断がいろいろとあり得る。利用を停止した相手方との訴訟等の紛争のリスクを考えると、できるだけ明確な形で根拠があったほうが望ましいので、明らかに法律に違反していることが示された方がI S P側もやりやすいと認識している。]

多くのI S Pでは無断で広告メールを送信する行為を禁止するという約款を持ち、そのような事実関係が認識できれば、利用停止等の措置を講じている。だが最近では、契約者が自前で立ち上げたメールサーバーから直接メールを送信することが多いこともあり、事実関係が明確になりにくい事例が多い。結局ユーザーからの苦情に頼るしかないが、苦情の信頼性をどう考えるかで対応に差が出てくる。今回の経済産業省の取組みは、苦情の信頼性を高めるという意味でも非常に重要な役割を担うと思う。

[I S Pから事前にヒアリングした際にも、今回のようなスキームがあれば、今まで以上に、違法行為を行った者に対する利用停止の措置等に弾みがつくという指摘が多かった。]

7ページの仕組みについて、ユーザーからのフィードバックの情報を入れていく仕組みを将来的に検討してはどうか。I S Pが自身のサーバーでフィルタリングするものよいが、最終的にユーザーに判断してもらうとより精度が高まる。ソフトなどいろいろと技術的な問題はあがるが、アメリカのA O Lにおいては有効に機能している模様。

[アメリカのA O Lがメールソフトから改善をしてやっているということに関しては、承知。送信者認証技術が標準化され、国内のI S Pに導入されていったときに、その関係でメールソフトの見直しということも場合によっては行われるというようなことも期待しており、そういった中で迷惑メールについてユーザーからのフィードバックも効率的に行われるようなものができればいいのではないかと考えている。]

WEBサイト対策

迷惑メール送信者は、迷惑メールにより特定のサイトを紹介して、そこで儲けることを企図しているため、そのサイトを取り締まることは迷惑メール送信者の商売の利益を失わせることになるため、非常に効果的だと思われる。

各ISPが、違法・公序良俗違反のウェブサイトを抑えるというのは、実際にはかなり慎重な判断を必要とする。特定商取引法違反という理由だけで必ずしも止められるとは、いえないのではないか。例えば、迷惑メールによって宣伝されたウェブサイトで、かつ特定商取引法違反が明白であるという場合など、止められる場合、止められない場合をきちんと整理して今後検討していく必要があるのではないか。

金融機関との連携

銀行と連携して不当請求等に利用された預金口座を抑えることは、いいことだと思う。可能であれば、その口座に入っているお金の返金スキームの整備まで踏み込んだ対応策を検討して欲しい。

不当請求・架空請求・ヤミ金等において、携帯電話・預金口座・個人情報这三种の神器と呼ばれている。預金口座を停止することは、お金が出てくるところをおさえることになり、非常に効果的なので是非やってほしい。特定商取引法違反でも預金口座の凍結ができることを金融庁に確認し、制度が円滑に実施されるよう努力してほしい。

【送信者認証技術の導入】

送信者認証技術については、アメリカ等で先行しており、日本でもこの技術を導入することは非常に重要。

「sender ID」の訳としては「送信者認証」ではなく、「送信ドメイン認証」が正しいと思うので、用語の使い方を検討していただきたい。

【国際連携の推進】

各国はどのような体制で国際会議に対応しているのか。

[各国の体制については、我が国と同じで、消費者保護を可能な限り追求する部局もあるし、取引の健全な発展を重視する部局もある。我が国が国際会議に臨む際にも、そういった多面的な視点から考えている。]

【普及啓発の推進】

例えば今年の夏の架空請求メールを例にとると、件数はかなりあり、啓蒙活動もそれなりにあったはずだが、その事実を認識していない人も相当数いるという印象。個々のユーザーに如何に起きている事態を周知することができるかが重要。

[ご指摘は真摯に受け止めて、引き続き啓発に努めてまいりたい。啓発ビデオについては、昨年度は全国の高校 5,500 校の約半数に提供し、授業でご活用いただいたところ。]

ウェブ上の情報提供する際には、悪質な事業者ノウハウを提供するようなことのないように注意していただきたい。

【その他】

迷惑メール対策について、特にヨーロッパ等では、最近はおプトイン規制が主流だと思うが、今回の議論ではオプトアウト規制の是非等は議論せず、むしろ実効性確保ということだけに焦点を当てるといふことか。

[第一回の会合で提示させて頂いたように、迷惑メールには様々な問題があるが、迷惑メールの送信行為をいかに防いでいくかという実効性を主として追求していくのが今回の検討の主眼。そもそも現在行われている迷惑メールがほとんど特定商取引法に違反しているという状況があるので、この違反している送信者をどのように追求し、減らしていくかということが課題だと考えている。]

ショートメッセージサービス (SMS) は迷惑メール規制の対象になるのか。

[SMSについては、特定商取引法と特定電子メール法で少し規定の仕方が違うが、特定商取引法においては現状でSMSも対象になるという理解。]

迷惑メール対策については、今回の委員会資料をベースに報告書案を作成し、次回委員会で取りまとめることが了承された。

以上

問い合わせ先 経済産業省商務流通グループ消費経済部消費経済政策課
電話 03 - 3501 - 1511 内線4281

出席者リスト

青 山 理恵子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事
赤 澤 範 英	ニフティ株式会社 サービスビジネス本部コマース部部长 (代理出席 木村氏)
石 川 博 康	社団法人日本通信販売協会 副会長 株式会社ディノス 代表取締役会長
大河内 美 保	主婦連合会 常任委員(代理出席 有田氏)
長 田 敦	弁護士 NPO法人シロガネ・サイバーポール 理事
長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会 参与
岸 原 孝 昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長 (代理出席 寺田氏)
齋 藤 雅 弘	弁護士 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 幹事
笹 木 直 美	楽天株式会社 法務審査部部长
澤 井 孝一郎	株式会社NTTドコモ プロダクト&サービス本部コンテ ンツ&カスタマ部部长
高 芝 利 仁	弁護士
富 樫 直 記	フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社 代表 取締役社長
長 島 孝 志	KDDI株式会社 コンテンツ・メディア本部ECビジネス 部部长
野 口 尚 志	社団法人日本インターネット・プロバイダ協会 理事
蓮 水 恵 継	株式会社ソニーファイナンスインターナショナル 執行役員
藤 元 健太郎	ディーフォーディーアール株式会社 代表取締役社長
別 所 直 哉	ヤフー株式会社 法務部部长
松 本 恒 雄	一橋大学大学院 法学研究科教授
丸 山 絵美子	専修大学 法学部助教授

(は座長)